

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案の概要について

令和 5 年 8 月 4 日
原子力安全対策課

県の原子力防災に関する取組み、原子力防災訓練等により得られた教訓、防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等の反映により、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正を行う。

1 計画の概要

(1) 目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）は、本県の原子力災害対策の基本となるものであり、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の事前対策並びに発生時に、県や米子市・境港市・三朝町、その他防災関係機関がとるべき措置を定め、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的として定めている。

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）は、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき計画される各種防護計画のうち、住民避難に焦点を絞り、その実施要領についてまとめたものであり、住民避難を迅速かつ的確に実施することで、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的に定めている。

(2) 対象施設

- ①中国電力株式会社 島根原子力発電所（島根県松江市）
- ②国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（岡山県鏡野町）

2 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正項目等

(1) 中国電力と締結した防災協力協定の内容の反映

令和 4 年 7 月に鳥取県、島根県及び中国電力との間で「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」を締結した。当該協定第 2 条に定めた中国電力の協力項目について、次のとおり中国電力の業務に追加する。

- ・県、米子市及び境港市への放射線防護資機材の供給
- ・住民相談窓口等の設置

また、本県が締結する主な災害時応援協定の一覧に当該協定を追加する。

P10（第 1 章 総則 第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱）

P25（第 2 章 原子力災害事前対策 第 7 節 緊急事態応急体制の整備）

(2) 原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

ア 交通障害（事故車両・放置車両等）発生時の対応について記載

令和 4 年 1 1 月に行った原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）では、住民避難訓練の際に交通事故発生による避難ルートの変更や、立ち往生車両による交通障害が発生したことから、県警察や道路管理者、その他関係機関と交通障害発生時の対応について確認するための検討会議を開催した。

会議での確認結果も踏まえ、訓練から得られた教訓として、状況に応じて災害対策基本法第 76 条等の適用の検討も含め、関係機関が連携して早期の交通確保に努めることや、避難者への確実な情報伝達に努めることを記載する。

P38（第 2 章 原子力災害事前対策 第 10 節 緊急輸送活動体制の整備）

P89（第 3 章 緊急事態応急対策 第 8 節 避難経路の確保）

P92（第 3 章 緊急事態応急対策 第 10 節 住民等への的確な情報伝達活動）

イ 原子力防災支援基地の整備

万が一、原子力災害発生時に避難が必要となる場合に備え、避難の実効性確保に向けた後方支援体制として、県内 2 か所に避難退域時検査会場で使用する資機材等を保管する原子力防災支援基地

の整備を進めている。

1か所目となる鳥取市内の支援基地が令和4年12月より運用を開始するとともに、2か所目となる江府町内の支援基地の整備も開始したため、その後方支援体制を記載する。

P40（第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備）

（3）国の防災基本計画、原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正

国の定める計画や指針等の改正に合わせて、原子力災害時に活動する防災業務関係者の安全確保について、以下を記載する。

- ・被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくこと、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理すること
- ・被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量管理などの支援を行うこと

P40（第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備）

P64（第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立）

（4）その他

組織改編等、所要の改正を行う。

3 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の主な修正項目等

（1）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

ア 交通障害（事故車両・放置車両等）発生時の対応について記載

原子力災害発生時に交通障害が発生した場合の対応として、県警察、道路管理者と連携して早期の交通確保に努めるとともに、各機関が所有する情報伝達ツールを活用して避難者への迅速かつ的確な情報伝達に努めることを記載する。

P19（第3章 実施要領 第1節 基本方針 11 避難経路の確保）

P41（第5章 後方支援 第1節 住民等への広報・情報伝達 3 広報体制の整備）

イ 原子力防災支援基地の整備

江府町に整備中の2箇所目となる原子力防災支援基地について、その運用方法を記載する。

P31（第3章 実施要領 第8節 避難退域時検査の実施 8 原子力防災支援基地）

（2）国の防災基本計画、原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正

防災業務関係者の放射線防護対策にかかる指針等改正に伴う文言の修正を行う。

P52（第5章 後方支援 第9節 安全管理 1 防災業務関係者の安全管理）

（3）中国電力と締結した防災協力協定の内容の反映

防災協力協定に規定する協力項目に基づき、中国電力の業務として、県、米子市及び境港市へ放射線防護資機材を供給すること、住民相談窓口等を設置することを記載する。

P35（第4章 各機関の役割 第1節 関係機関）

（4）構成の見直し等

平成24年3月の本計画策定以降、県の取組みや国の計画修正等の反映を積み重ねてきており、重複箇所の統合や記載箇所の適正化によって全体的に構成を再調整する。

その他、所要の修正、文言の修正等の軽微な修正を合わせて行う。